

事業活動における環境配慮推進ガイドライン
—立地企業への環境配慮のすすめ—

平成21年12月

宮 城 県

目 次

I	目 的	1
II	対 象	2
III	環境配慮の仕組み	2
IV	環境配慮の内容	4
1	環境配慮の視点	4
2	環境配慮事項	7
V	環境配慮の進め方	8
1	環境マネジメントシステムの構築	8
2	情報の公開等	8
VI	環境配慮基本協定	9
1	協定の趣旨	9
2	協定の手続	9
	(用語の説明)	10
	別表 1 : 操業前における環境配慮事項	12
	別表 2 : 操業後における環境配慮事項	14
	別紙 (標準様式) : 環境配慮基本協定	16

I 目 的

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済活動の飛躍的な進展は、物質的豊かさや便利さをもたらした反面、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題にとどまらず、地球温暖化やオゾン層の破壊などのように、地球全体の環境にも影響を及ぼすに至っています。

今日の環境問題は、このような社会経済システムや利便性重視のライフスタイルに起因しており、これまでの様々な規制的手法で対応してきた産業公害問題のように、例えば加害者が工場、被害者が周辺住民といった分かりやすい構図ではないことが特徴として挙げられます。

このことを踏まえ、私たちは社会経済活動のあり方や生活様式の転換を図るなどして、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を進め、持続可能な地域社会を構築していかなければなりません。

特に事業者にとっては、事業活動の各段階において様々な環境負荷を発生させていることから、多様な利害関係者に対する社会的責任の重要性及び地域の構成員としての役割を十分認識して環境に配慮した経営を進め、環境負荷の低減、環境保全活動の実施に努める必要があります。

最近では多くの事業者が IS014001 の取得や環境報告書^{*1}及びCSR^{*2}レポートの作成・公表を行うなど、環境対策に積極的に取り組む事例が見られるようになりましたが、このような、環境保全・環境配慮への取組は、「企業の社会的責任（CSR）」を果たすという役割を担う一方、社会に貢献する姿勢を消費者にアピールすることで、結果として企業イメージの向上を図り、事業者にとって大きなメリットになると考えられます。

このような社会情勢及び事業者の環境配慮行動重視の変化を踏まえ、かつ、社会的ニーズに対応した行政と事業者の新たな関わりについて検討した結果、事業者の自主性を尊重し、環境マネジメントシステム^{*3}による環境配慮の取組を推進することにより、良好な環境の保全を図ることを目的として、今般、一定規模以上の工場・事業場に対する環境配慮の指針となる「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」を策定いたしました。

II 対 象

このガイドラインは、県内（仙台市を除く。）に民間の事業者が立地する工場・事業場^{※4}（以下「事業所」という。）であって、その事業所用地^{※5}の面積が20ha以上のものを対象とします。

III 環境配慮の仕組み

当ガイドラインによる事業者の環境配慮の仕組みを図-1に示しました。

その手法は、いわゆる環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルにより環境配慮の取組を確実に実施するというものです。

環境マネジメントシステムとは、事業者が環境方針、目的、目標、計画、体制、プロセス等を規定し、図に示すPDCAサイクルすなわち計画（Plan）を実施（Do）し、点検（Check）して、見直し（Act）に結び付け、その結果を次の計画に活かすプロセスを繰り返すことで継続的な改善を図るシステムです。

事業者は、ガイドラインに示す環境配慮事項の中から事業の内容や地域の状況に応じ、適切な環境配慮事項を選択し、自ら構築した環境マネジメントシステムの中に計画（Plan）として取り込み、計画から改善までのプロセスを継続することにより、環境配慮の実効性を確保することができます。

さらに、ISO14001等の環境管理規格^{※6}の認証を受け、審査登録機関によるチェックを受けることにより、より効果的な環境配慮が期待できます。

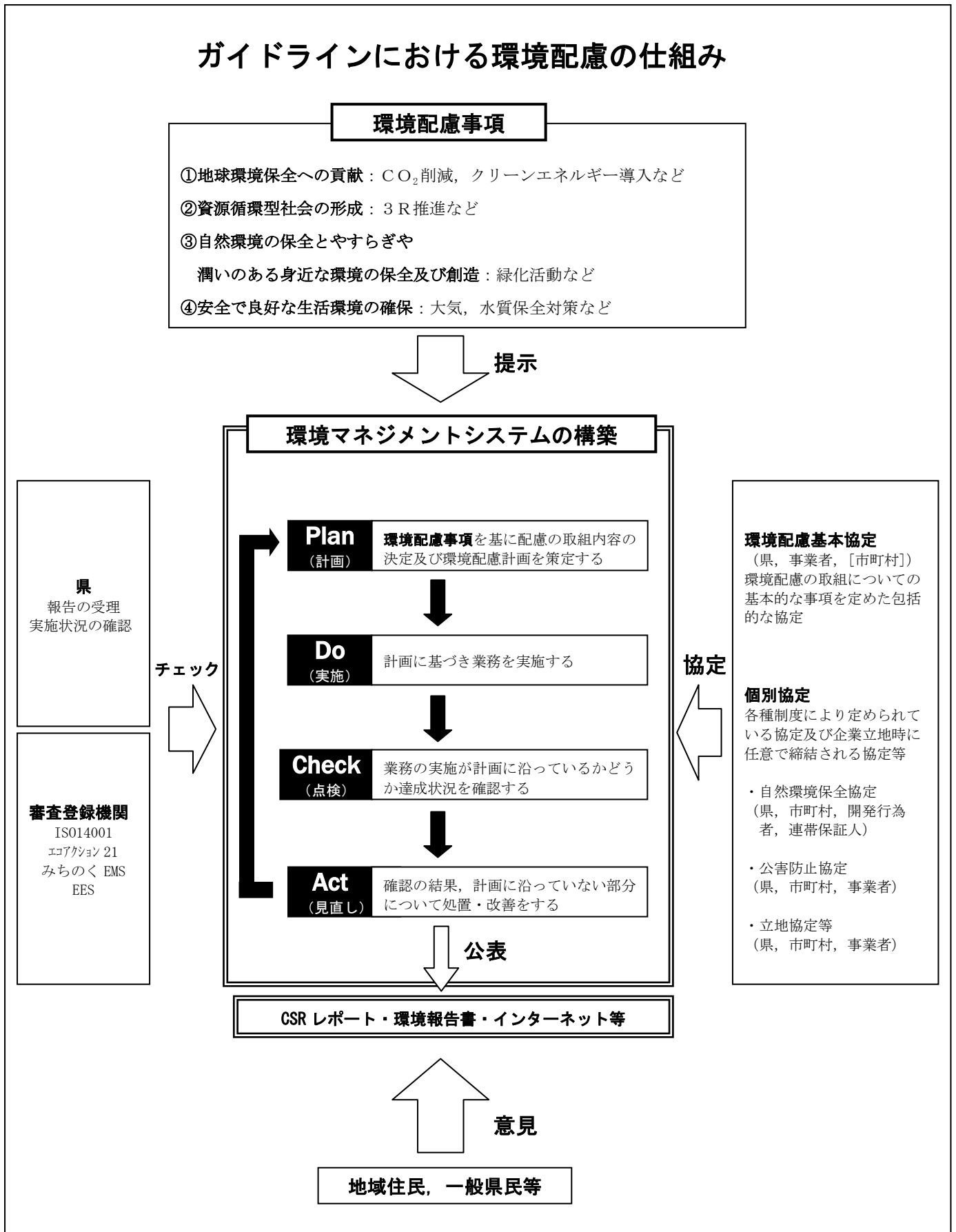
また、事業者は環境配慮の取組状況等の情報をCSRレポート、環境報告書、インターネットといった媒体により積極的に公表します。このことにより県民等からの意見を求めることとなりますが、いただいた意見を環境配慮の取組に反映させることができます。

県は、事業者が行った環境配慮の取組の成果等を公開するなどして、環境配慮に積極的に取り組む事業者の認知度を高めることで、企業イメージの向上を図り、事業者を支援します。

また、環境マネジメントシステムによる環境配慮の取組を実施するに当たっては、「環境配慮基本協定」を事業者と県の間で取り交わすことにより、事業者と行政が連携し、取組を推進することとしました。

同協定は、環境配慮の取組についての基本的事項を記した包括的なもので、環境マネジメントシステムの構築やその運用、環境配慮の取組状況に係る情報の公開、県や市町村の支援などについて盛り込むこととしています。

ガイドラインにおける環境配慮の仕組み



図—1

IV 環境配慮の内容

1 環境配慮の視点

宮城県の環境施策の体系は「宮城県環境基本計画（平成 18 年 3 月）」に示されています。計画では、以下の 4 つの環境分野の政策ごとに施策項目を掲げ、これに沿って体系的な施策を展開するとしています。本ガイドラインでは、この 4 つの環境分野に対応した環境配慮事項を設定しています。

- ・地球環境保全への貢献
- ・資源循環型社会の形成
- ・自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造
- ・安全で良好な生活環境の確保

(1) 地球環境保全への貢献

環境基本計画では、地球環境保全への貢献の施策として、自然エネルギー等の利用及び省エネルギーの促進等による二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制を掲げています。

今日の私たちの生活における利便性は、多くの天然資源によって支えられていますが、一方では資源の枯渇や、化石燃料の消費による地球温暖化の問題も顕在化しています。

従って、限りある天然資源の有効利用やエネルギーの合理的利用を進めることは勿論、風力や太陽熱、地熱等の自然エネルギーの積極的利用についても十分配慮することが必要です。

(2) 資源循環型社会の形成

環境基本計画では、資源循環型社会の形成の施策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分の徹底等による環境負荷の低減を掲げています。

天然資源の大量消費、ごみの大量廃棄による様々な環境問題の解決のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提にした社会経済活動や生活様式を改め、廃棄物の 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）を積極的に行うとともに、最終的に利用できないものは適正処理をするなど資源循環に十分に配慮する必要があります。

(3) 自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造

環境基本計画では、自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造の施策として県内に生息する多様な野生生物種の保護、身近な緑地及び水辺環境の保全、美しい景観の形成等を掲げています。

植生は、野生動物の生息基盤であり、そこを生息地とする各種動物、地形や土壌等とともに生態系を形成しています。野生生物は、繁殖地、休息地としてさまざまな生息環境を必要としていることから、事業実施に当たって、植生の保全や野生動物の生活場所の保全、移動ルートの確保、繁殖時期等の騒音防止など生息環境の保全に配慮する必要があります。

また、良好な景観は、地形や動植物、地域の歴史等とも相互に関連して形成されており地域の特有性（個性）を持っています。このことは、その地域に住む人々の生活や精神的な拠り所としての風土とも関連し、また、他の地域から訪れる人々に対しては大きな魅力となって表れます。

良好な景観を保全することや必要に応じて修景に配慮することは、その地域に住む人々の生活や精神的な拠り所としての風土を守る意味においても非常に重要です。

(4) 安全で良好な生活環境の確保

環境基本計画では、安全で良好な生活環境の確保の施策として、大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境及び地盤環境の保全、地域における生活環境の保全、化学物質による環境リスクの低減を掲げています。

大気は、自然生態系を支える要素として重要であり、大気環境の保全には日常生活や産業活動に伴って大気中に排出される物質等の排出抑制が必要となります。

事業活動においては、工場の稼働や自動車の利用による排出ガスを抑制する等、大気環境等への負荷の低減に配慮する必要があります。

水は、その循環を通じて自然の生態系の仕組みを支える基本的な要素ですが、蒸発、降水、浸透、貯留、流下、海洋への流入等により自然的に循環し、その過程で汚濁物質が浄化されます。

一方、水は汚濁物質を溶解し拡散させる性質も同時に有していることから、水の自然的循環の過程で浄化能力を超えないよう水環境への負荷の低減に配慮する必要があります。

土壌汚染は、事業活動における有害物質の不用意な取り扱い等による地表からの浸透、盛土や埋土が行われる際の汚染土壌の持ち込み等が原因となります。事業活動時の有害物質の適切な管理及び処理等により、土壌汚染が生じないよう配慮する必要があります。

地盤沈下は、地下水の大量揚水等により地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象であり、地盤沈下の確認されている地域において事業活動を行う際は、地下水揚水量の削減及び適正な利用等の配慮が必要です。

騒音・振動は、各種公害の中でも日常生活に関係の深い問題であり、工場及び事業場等はその主な発生源の一つであることから、これらの発生源に対して適切な配慮が必要です。

環境中に存在する化学物質は、物の製造、使用及び廃棄の過程で排出されたもの並びにそれらの過程での非意図的に生成されたもの並びに環境中での化学的変化により生成したものが混在しています。

事業活動においては、予防的方策を講じるとともに、県民及び行政と化学物質に関する情報を共有しながら、環境リスク^{*7}を低減できるように配慮する必要があります。

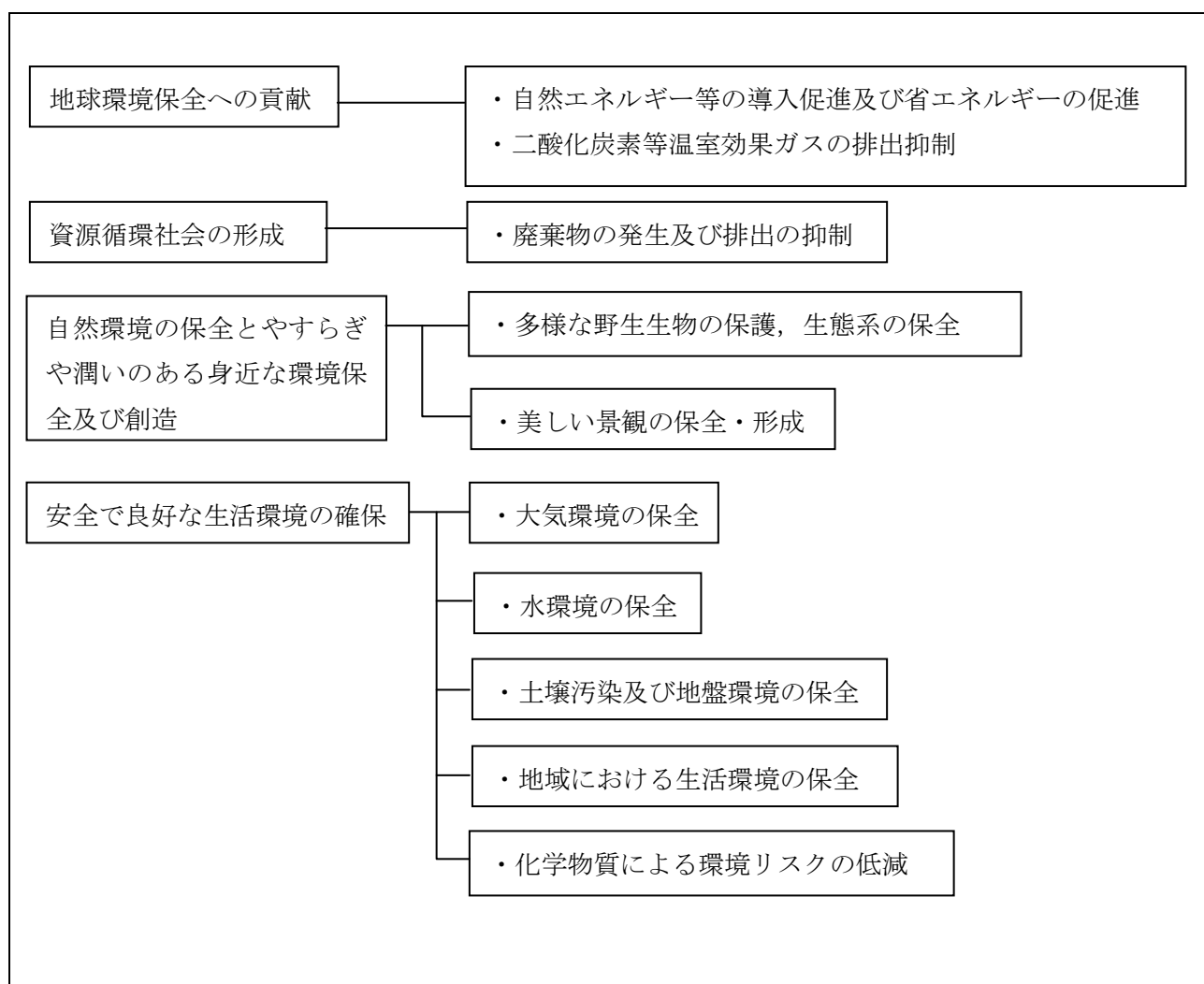


図-2

2 環境配慮事項

当ガイドラインでは、事業者が取り組むべき環境配慮事項について、別表1として「操業前における環境配慮事項」、別表2として「操業後における環境配慮事項」の具体例を挙げております。

両表において、前述した4つの環境分野の政策ごとに環境配慮項目に分類し、さらにその項目ごとに環境配慮の取組の具体例として、環境配慮事項を記載しています。

環境配慮に関する行動計画（以下「環境配慮計画」という。）を作成する際は、この表を参考にして、それぞれの事業内容に応じて適切な環境配慮事項を選択し、計画内容に反映することとなります。

(1) 操業前における環境配慮事項

施設が操業する前の用地の選定や土地利用計画、施設計画等の計画段階、その後の事業所用地の造成段階、施設の建設段階における環境配慮事項を提示しました。

計画段階においては、それぞれの地域の自然状況や社会状況に応じて適切な環境配慮を計画する必要があります。

従って、地域環境に関する情報の収集を十分に行うことが重要です。

事業所用地の造成段階においては、行政機関等が工場用地の造成を行う場合等、事業者以外の者が造成工事を行う場合が想定されます。その場合は、事業者との間で環境配慮の取組内容について十分に協議する必要があります。

また、事業者が造成工事や施設の建築工事を請負業者に発注する場合は、環境配慮事項や施工方法を設計図書に特記仕様として明示するなどして取組内容を十分に周知する必要があります。

(2) 操業後における環境配慮事項

施設の操業後における施設の稼働、環境教育、環境保全活動等に関する環境配慮事項を提示しました。

施設の稼働において、環境に配慮した取組を長期にわたって維持していくためには、実施内容を常に点検し、不十分な部分を改善していくことが重要です。

また、従業員への環境教育の実施、地域における環境保全活動への参加等の地域住民と連携した活動は、事業者の環境配慮に対する姿勢への理解を深め、地域と一体となった環境配慮を促進する上で重要です。

V 環境配慮の進め方

1 環境マネジメントシステムの構築

事業者は、別表に例示した操業前及び操業後における環境配慮事項を参考に、自らの環境配慮計画を作成し、P D C Aサイクルにより自主的かつ積極的に環境配慮を実施します。

環境マネジメントシステムの構築に当たっては、ISO14001、環境省が定めたエコアクション21、地域の規格であるみちのくEMS等外部機関の定めた規格に基づいたシステムを採用することで、審査登録機関からの審査を受け、客観的に適正で効果的なシステムの運用の改善を図ることができるため、積極的に外部認証の取得、維持を行っていくことが望まれます。

(1) 計画 (Plan)

環境配慮事項を参考に事業内容に応じた環境配慮の取組内容を決定し、環境配慮計画を策定します。

(2) 実施 (Do)

計画に基づき業務を実施します。実施に当たっては、配慮計画について従業員に対して周知徹底し、適切な取組の実施に努めます。

(3) 点検 (Check)

計画の進捗状況を把握し、業務の実施が計画に沿っているかどうかについてその達成状況を確認します。実施状況については、CSRレポート等により情報公開を行います。

(4) 見直し (Act)

確認の結果、実施内容が計画に沿っていない部分について処置・改善をします。また、情報公開により得られた県民等の意見も反映し、改善を行います。

2 情報の公開等

事業者は、自らの環境配慮の取組や環境データ等の情報を公開し、住民の意見を聴くことにより、地域住民や一般県民等との環境コミュニケーション^{※8}の積極的な推進に努めます。

また、事業者が行った環境配慮の取組状況については、環境配慮報告書として県に報告します。

県は、事業者に対して環境配慮に関する適正な指導や情報の提供を行うとともに、事業者が行った環境配慮の取組の成果等を公開するなどして、環境配慮に積極的に取り組む事業者を支援します。

県による情報の公開は、事業者の積極的な環境への取組の認知度を高めることとなり、その結果、市場での優位性が向上するなどの効果も期待できます。

VI 環境配慮基本協定

1 協定の趣旨

事業者における環境配慮の取組について説明してきましたが、事業所を立地するに当たり、本ガイドラインの趣旨に基づき環境配慮の取組を実施する場合、事業者は県及び協定の締結を必要とする関係市町村との間で基本的事項を定めた包括的な「環境配慮基本協定」を締結することとなります。

このほか、事業所の立地に当たっては、各種制度における個別の事項に関する協定がありますが、これらの協定の対象となる場合は、それぞれの分野においての取決めがなされることとなります。

例えば、自然環境保全協定は「大規模開発行為に関する指導要綱（昭和 51 年宮城県告示第 830 号）」に基づき、開発行為における災害防止工事の施行及び自然緑地等の確保を図るために締結するものであり、公害防止協定は、「公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号）」に基づき、公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全活動を促進し、健全で快適な環境を確保するために締結することとなっています。

2 協定の手続

事業者は、知事及び協定の締結を必要とする関係市町村長と別紙（標準様式）に示す内容の環境配慮基本協定を締結します。

協定を締結する事業者は、原則として事業所の立地が決まり次第、知事との協議を開始し、事業活動を開始するまでに協定を締結することとなります。

(用語の説明)

※1：環境報告書

事業活動に係る環境配慮等の情報を記載した文書。

※2：CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー*全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、法令等の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護等の社会的側面にも責任を有するという考え方。

※3：環境マネジメントシステム（Environmental Management System, EMS）

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

組織は、独自の環境マネジメントシステムを構築・運用しても良いが、外部機関の定めた規格に基づいたシステムを採用し、また外部機関からの審査・認証を受けることで、効果的なシステムを運用できるとともに、社会的な評価を得ることができる。

国際的な環境マネジメントシステム規格として、もっとも重要なものが ISO 14001 であり、認証取得組織が増加しつつあるが、中小企業など向けに負担の軽い規格もいくつか制定されてきている。

※4：工場・事業場

本ガイドラインにおける工場・事業場は、環境影響評価条例施行規則（平成11年2月4日宮城県規則第5号）別表第一の九の項第一欄に掲げる日本標準産業分類に基づく産業に係るものとする。

製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、自動車ターミナル業、貨物荷扱固定施設業、飛行場業、卸売業、小売業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（旅行業及び娯楽業を除く。）、医療、福祉、教育、学習支援業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

*日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）による。

※5：事業所用地

工場若しくは事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接する緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地。

※6：ISO14001等の環境管理規格

・ISO14001

国際標準化機構（ISO）が1996年9月に制定した環境管理システム（EMS）の国際規格。ISO14001は環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えるというマネジメントシステム規格である。組織の長が環境対策の方針を出し、実現のための計画を立案、実施・運用した上で、第三

者機関による定期的な点検が義務付けられている。日本では当初、欧州企業が認証取得を取引条件とするケースがあったことから、輸出産業である電機、機械業界で取得が進んだ。その後、商社、建設、流通、地方自治体などにも認証取得が広がっている。

・エコアクション21（財団法人地球環境戦略研究機関）

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する。

・みちのくEMS（みちのく環境管理規格）

地域独自の環境マネジメントシステムの規格で、中小規模の事業者でも比較的容易に取り組むことのできる環境マネジメントシステムであり、事業者が環境に関する継続的な改善を行うことで、自らの経営基盤の強化を図るツール。

・EES（東日本環境機構）

KES（KES・環境マネジメントシステム・スタンダード）の審査・登録を行うKES環境機構の協働活動機関の一つ。

中小企業、自治体等あらゆる規模、業種の組織が地域の特性を生かしながら、環境改善活動に容易に取り組むことができる環境規格であり、環境への負荷を管理・軽減するとともに環境経営の推進にも有効な手法となる。

※7：環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）。

※8：環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政機関、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、ステークホルダーの意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。ISO14063(JIS Q14063)においては、環境コミュニケーションは「環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するために、情報を提供及び入手し、並びに内部及び外部の利害関係者の対話にかかわる、組織が実行するプロセス」と定義されている。

できるだけステークホルダーとの意思疎通を行い、ステークホルダーが十分な知見を得ることができるとともに、事業者としてステークホルダーの意見を経営に反映させていくことができるようにすることが望まれる。

*ステークホルダー

一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や個人をいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいう。また、将来世代や自然生態系をステークホルダーとして捉える例もある。

操業前における環境配慮事項

分類	目的	環境配慮項目	環境配慮事項
地球環境保全への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進 ・二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制 	造成及び施設の建設工事における自然エネルギーの活用、省エネルギー・温室効果ガス排出抑制対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事車両や建設機械のアイドリングストップ、空ぶかしの抑制 ・長寿命資材採用によるライフサイクルコストの削減 ・熱帯産木材の使用削減、間伐材製品の積極的利用 ・節水対策の徹底
		自然エネルギー・省エネルギータイプの施設等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、省エネルギー型照明などの導入 ・敷地、壁面、屋上の施設緑化 ・熱帯産木材の使用削減、間伐材製品の積極的利用 ・雨水利用設備、節水利用機器の導入 ・省エネルギー機器の導入、建物構造の省エネルギー化 ・廃熱の有効活用のための設備の検討
資源循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生及び排出の抑制 	造成及び施設の建設工事における廃棄物の排出抑制対策、適正処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土、コンクリート塊、アスファルト、建設発生木材等の建設廃棄物の排出抑制、適正処理
		廃棄物の発生及び排出の抑制に配慮した施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・金属・紙・木屑、廃液等の回収設備の検討 ・廃棄物の排出を抑制する最新技術の導入等による施設整備
		造成及び施設の建設工事時における資源の循環利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採木の再資源化 ・建設発生土の工事間利用 ・宮城県グリーン製品やその他リサイクル製品の積極的活用 ・建設廃棄物の分別徹底
		資源の循環利用に配慮した施設の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県グリーン製品やその他リサイクル製品等を活用した施設の整備 ・製造工程で発生する廃棄物の再利用化のための施設整備
自然環境の保全 のある身近な環	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な野生生物種の保護、生態系の保全 	用地選定時の野生生物の生息・生育環境への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物の生息・生育地、重要な地形・地質等を回避した施設の位置、規模の検討 ・緑のネットワークの保全、生態系のつながりを分断しない用地の選定
		土地利用計画における野生生物の生息・生育地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・地形改変面積の最小化 ・事業区域内の森林の残置、水辺等の保全 ・バッファゾーン、動物の移動経路（コリドー）の確保
		代替生育・生息地、代替生育・生息基盤の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ビオトープの造成 ・貴重動植物の移植 ・代替巣設置による猛禽類等重要な鳥類の保護対策 ・周辺の自然と調和した緑地の造成、郷土樹種の植栽による連続性の確保
		工事による野生生物やそれらの生息・生育地への影響の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・工事における騒音・照明等による影響の低減、コンディショニング ・重要な生物種の生活サイクルに配慮した工期の設定 ・進入防止柵等の設置等による接触事故の防止

境の保全及び創造 とやすらぎや潤い		野生生物の生息・生育環境の保全に配慮した施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・敷地内の緑化の推進 ・野生生物に配慮した照明等の整備 ・動物の移動のための道や水路の整備 ・止水壁等による地下水の保全 ・濁水処理施設の設置 ・標識の設置によるロードキルの防止 ・鳥類の衝突防止対策
	・美しい景観の保全・形成	周辺地域の環境に配慮した用地選定	<ul style="list-style-type: none"> ・景勝地や歴史的景観、地域の文化等周辺地域の環境との調和に配慮した位置、規模等の設定 ・指定文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地等の回避 ・ふれあい活動の場の重要な活動区への立地の回避、改変の抑制
		周辺地域の環境との調和に配慮した施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・景勝地や歴史的景観、地域の文化等周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・デザイン・色彩・素材等の検討
		造成及び施設の建設工事における景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用防護壁のデザイン・色彩の工夫
安全で良好な生活環境の確保	・大気環境の保全	用地選定時の生活環境への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染物質が滞留しやすい地域への立地の回避
		周辺の生活環境に配慮した施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・低NOxバーナー、2段階燃焼、排ガス再循環方式等の施設、排煙脱硝・硫装置、集じん装置等の設置 ・臭気が漏れないような施設の整備、脱臭装置の検討
		造成及び施設の建設工事における大気汚染・悪臭防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・防じんシートや散水等による粉じんの拡散防止 ・排出ガス対策型建設機械の使用 ・清掃の徹底、臭気の発生源の適正な管理
	・水環境の保全	用地選定時の生活環境への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖性の高い水域、その他汚染物質が滞留しやすい地域への立地の回避
		周辺の生活環境に配慮した施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理施設等の検討
		造成及び施設の建設工事における水質保全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水、濁水の発生を抑えた工法の検討 ・工事における汚水、濁水の適正な処理 ・沈砂地、調整池の適切な設置
	・土壌環境及び地盤環境の保全	用地選定時の生活環境への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下、土壌汚染の発生している地域への立地の回避
		周辺の生活環境に配慮した施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染、地盤沈下に配慮した設備の検討
		造成及び施設の建設工事における土壌汚染、地盤沈下対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌基準に適合した搬入土砂の使用
	・地域における生活環境の保全	用地選定時の生活環境への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、住居等が集合している地域等生活環境の保全について配慮が必要な地域が存在する場合の事業の位置、規模等の検討
		周辺の生活環境に配慮した施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・防音壁の設置、周辺環境に配慮した施設の配置の検討
		造成及び施設の建設工事における騒音・振動の抑制対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民のライフスタイルを考慮した工事施工時間の設定 ・一時期に集中しない工事計画の策定 ・遮音壁、遮音シート等の仮設 ・工事車両走行ルートの分散 ・低騒音・振動型建設機械の使用
	・化学物質による環境リスクの低減	用地選定時の生活環境への影響の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院、住居等が集合している地域等生活環境の保全について配慮が必要な地域が存在する場合の事業の位置、規模等の検討
		周辺の生活環境に配慮した施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の排出抑制を考慮した設備の検討
		造成及び施設の建設工事における有害化学物質による環境汚染防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・工事における化学物質の適正な管理
		情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県民、民間団体等に対する分かりやすい情報の提供

操業後における環境配慮事項

分類	目的	環境配慮項目	環境配慮事項
地球環境保全への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進 ・二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制 	稼働時における自然エネルギーの活用、省エネルギー・温室効果ガス排出抑制対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンエネルギー（風力・太陽光）の利用、省エネルギー型機器などの使用 ・敷地、壁面、屋上の施設緑化 ・熱帯産木材の使用削減、間伐材製品の積極的利用 ・雨水利用設備、節水利用機器の使用 ・低燃費車の使用、エコドライブ等の自動車の省エネルギー対策 ・廃熱の有効活用 ・冷暖房温度、照明の適正管理 ・節水対策の徹底 ・通勤バスや相乗り通勤等によるマイカー利用の抑制 ・モーダルシフトによる二酸化炭素の排出削減
		環境教育・環境保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境教育の実施 ・省エネ、温暖化防止に関するセミナー等の実施又は参加
資源循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生及び排出の抑制 	稼働時における廃棄物の発生・排出抑制対策、適正処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の使用や購入の抑制 ・廃棄物が発生しにくい製造工程の検討 ・金属・紙・木屑、廃液等の回収設備の使用 ・廃棄物の排出を抑制する設備の使用 ・廃棄物の分別の徹底、適正処理
		環境教育・環境保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境教育の実施 ・清掃活動、地域美化活動の実施又は参加
	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の循環利用の推進 	稼働時における資源の循環利用	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県グリーン製品やその他リサイクル製品の積極的活用 ・梱包材、包装材の再利用 ・紙バック、食品トレイ、アルミ・スチール缶、ペットボトル等のリサイクル推進 ・使用済み用紙の有効利用 ・製造工程で発生する廃棄物の再利用化のための施設の使用
		環境教育・環境保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境教育の実施 ・資源のリサイクルに関するセミナー等の実施又は参加

自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造	・多様な野生生物種の保護、生態系の保全	稼働時における野生生物への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・敷地内の残存緑地、ビオトープ、動物の移動経路等の保全 ・敷地内の緑化の推進 ・野生生物に配慮した照明等の使用 ・進入防止柵等の設置等による接触事故の防止 ・排水の適正な処理の実施 ・鳥類の衝突防止対策
		自然環境教育・環境保全活動の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への自然環境教育 ・周辺住民との連携による植樹活動等環境保全活動の実施又は参加
	・美しい景観の保全・形成	稼働時における景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・広告・看板、照明等のデザイン・色彩の工夫 ・敷地内の緑化の推進
		環境保全活動の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全のための活動の実施・イベント等への参加等
安全で良好な生活環境の確保	・大気環境の保全	稼働時における大気汚染・悪臭防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・防じんシートや散水等による粉じんの拡散防止 ・排出ガス対策型機械の使用 ・清掃の徹底、臭気の発生源の適正な管理 ・大気汚染物質の浄化 ・クリーンエネルギーの利用 ・低NOxバーナー、2段階燃焼、排ガス再循環方式等の施設、排煙脱硝・硫装置、集じん装置等の使用 ・臭気が漏れないような施設、脱臭装置の使用
	・水環境の保全	稼働時における水質対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水の高度処理、監視体制の確立 ・水質汚濁に配慮した薬剤の使用
	・土壌環境及び地盤環境の保全	稼働時における土壌汚染、地盤沈下対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染に配慮した薬剤の使用 ・地盤沈下に配慮した揚水量の設定 ・有害物質の適正な管理
	・地域における生活環境の保全	稼働時における騒音・振動の抑制対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民のライフスタイルを考慮した営業時間の設定 ・遮音壁等の設置 ・車両走行ルート分散 ・低騒音・振動型機械等の使用
	・化学物質による環境リスクの低減	稼働時における有害化学物質による環境汚染防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB廃棄物の確実かつ適正な処理 ・ダイオキシン類の排出削減 ・化学物質の適正な管理
環境コミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> ・県民、民間団体等に対する情報公開、相互理解を深める環境コミュニケーションの推進 	

環境配慮基本協定

宮城県（以下「甲」という。）、〇〇市（町、村）（以下「乙」という。）及び〇〇会社（以下「丙」という。）は、丙が 〇〇〇〇に設置する事業所（以下「事業所」という。）における環境配慮の取組の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙が行う事業活動によって生じる環境負荷の低減のため、丙が自主的に行う環境配慮の取組について必要な事項を定めるとともに、県民等に対し環境配慮の取組状況を明らかにすることにより、環境に配慮した事業活動を促進し、環境の保全に資することを目的とする。

（環境マネジメントシステムの構築と運用）

第2条 丙は、環境配慮計画を策定し、その計画に基づき環境に配慮した事業活動を適切に実施する。

2 丙は、事業活動における環境配慮を実施した結果の確認を行い、その結果、実施内容が計画に沿っていない場合は、必要な見直しを行う。

3 丙は、環境マネジメントシステムの第三者認証を取得するよう努める。

（情報の公開）

第3条 丙は、事業所における環境配慮の取組状況を公開するとともに、広く県民等から意見を求めて、丙が構築した環境マネジメントシステムの改善に反映させるよう努める。

2 丙は、前条に規定する内容について、年度ごとに環境配慮報告書を作成し、毎年〇月末日までに、甲及び乙に報告する。

（環境配慮の取組への支援）

第4条 甲及び乙は、丙が実施した環境配慮の取組内容及び成果を、それぞれの広報媒体（広報誌及びインターネット等）で公開し、県民等に対し広く周知することにより丙の活動に対する認知度の向上に努める。

（遵守状況の確認等）

第5条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するために必要な限度において、この協定の遵守状況等について丙に報告を求め、甲及び乙の職員に、事業所に立ち入り、確認させることができる。

平成 年 月 日

甲 宮城県知事

乙 市（町、村）長名

丙 事業者名